

避難勧告等の判断・伝達マニュアル



平成29年3月

伊 方 町

はじめに

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成 17 年に策定され、これを参考に多くの市町村で避難勧告等の判断基準が定められてきた。これまでの主な改定経緯について下記に列記する。

- (1) 平成 17 年 3 月 平成 16 年の一連の災害で、多数の要配慮者がなくなったこと。避難勧告等の発令躊躇等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインを策定
- (2) 平成 26 年 4 月 東日本大震災や平成 21 年の兵庫県佐用町における避難途中での被災の教訓等を踏まえ、ガイドラインの全面改定
- (3) 平成 27 年 8 月 平成 25 年の伊豆大島、平成 26 年の広島市の大規模な土砂災害等における避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの一部改定

さらに平成 29 年 1 月に、平成 28 年 3 月中央防災会議「水害時の避難・応急対策検討WG」報告（H27 関東・東北豪雨）、平成 28 年 12 月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」報告を受け改定された。

今回の主な変更点を下記に列記すると

- (1) 避難情報の名称
 - ① 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
 - ② 「避難勧告」 → 「避難勧告」
 - ③ 「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」
- (2) さらに以下の点について、内容の充実を図る。
 - ① 避難勧告等を受ける立場にたった情報提供の在り方
 - ② 要配慮者の避難の実効性を高める方法
 - ③ 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築
- (3) その他の変更点としてガイドラインの名称及び避難勧告等の発令基準の改善、簡易パンフレットの添付及び参考事例の照会等の変更がある。

以上、本マニュアルは、ガイドラインの見直しに基づき作成している。

また、本マニュアルは自然災害のうち、土砂災害、津波災害に伴う避難を扱うものであり、今後においても適切な時期に見直しを行っていくものとする。

※ 水害においては、対象となる大河川がなく、多数の犠牲者が発生するような氾濫対象の河川がない（土砂災害の対象となる）ため、本マニュアルの対象にしない。また、高潮災害においては、現在の海岸保全施設等の高さの関係や想定される浸水範囲の関係が明確に整理されていない。今後、地域毎の海岸堤防等の高さや高潮警報等で想定される高潮の想定を検討し、定めるものとする。

目 次

【共通編】

1. 町の責務と各人の避難行動の原則.....	1
2. 避難行動（安全確保行動）の考え方.....	3
3. 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言.....	5
4. 避難勧告等の判断基準.....	6
5. 避難勧告等の発令区分.....	7
6. 防災情報の入手先.....	8
7. 防災行政無線の設置状況.....	9

【土砂災害編】

1. 避難勧告等の対象となる土砂災害の危険性がある区域.....	13
2. 避難勧告等の発令に参考となる情報.....	15
3. 避難勧告等の発令基準.....	20
4. 避難対象地域.....	21
5. 避難対象地域一覧図.....	22
6. 夜間・早朝に避難が必要な場合.....	26
7. 避難勧告等の解除.....	26

【津波災害編】

1. 避難勧告等の発令が必要となる区域.....	27
2. 避難勧告等の発令に参考となる情報.....	28
3. 避難勧告等の発令基準.....	29
4. 避難対象地域.....	29
5. 津波地区指定一時避難場所.....	30
6. 避難対象地区別指定避難所.....	34
7. 夜間・早朝に避難が必要な場合.....	34
8. 避難勧告等の解除.....	34

【情報伝達】

1. 避難勧告等の情報伝達.....	35
2. 避難勧告等の伝達内容.....	38
3. 避難勧告等の伝達文例.....	38

【巻末資料】

1. 参考とする情報一覧.....	42
-------------------	----

【 共 通 編 】

1. 町の責務と各人の避難行動の原則

(1) 町の責務

災害対策基本法において、町は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされている。この中で、町長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。

したがって、町の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。

このため、町は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動を取るべきかについて、日頃から周知徹底を図り、災害対応の訓練を重ねることが重要である。

(2) 各人の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

各人は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

水害、土砂災害、高潮災害は台風とともに発生する場合が多く、水害、土砂災害については、前線による降雨により発生する場合も多い。

まず各人は、気象庁から気象注意報が発表された段階で、今後、強風や大雨で避難が必要となる可能性があるかどうか注意を払う必要がある。

気象庁から各種警報、町長から避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階では、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする必要がある。特に要配慮者及びその支援に当たる者は、避難行動を開始すべきである。

なお、台風の場合、避難準備・高齢者等避難開始が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。

さらに町長から避難勧告等が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

また、津波については、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や町長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各人が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

(3) 各人の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。

激しい降雨時には、河川には近づかない。

小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。

自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。

大雨により、側溝や下水道が、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。

避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。

町は、災害発生の可能性が少しでもある場合、「空振り」を恐れず避難勧告を発令するため、避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。

小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、町にすぐに連絡する。

土砂災害危険区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側に退避する。

避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。

警報、特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。

沿岸部で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

2. 避難行動（安全確保行動）の考え方

(1) 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

(2) 避難行動

住民が行う具体的な避難行動は、次のとおりであり、状況に応じいずれかの行動を行う。

ア 避難場所への移動

イ （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）

ウ 近隣の高い建物等への移動

エ 建物内の安全な場所での退避

(3) 避難勧告と避難行動

災害対策基本法における町長の避難勧告等に関しては、「居住者等に対し、避難のため立退きを勧告し」としており、避難勧告は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立退きの勧告を意味している。しかし、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、それは命を守る避難行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることなどから、本マニュアルでは「屋内退避等の屋内における安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動とすることとする。

(4) 避難行動の呼称

本マニュアルでは、指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立退き避難」と呼び、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶ。実際の避難命令時には、あらかじめ定めた指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には屋内安全確保をとることを併せて伝達する。

(5) 避難場所と避難所

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、被害拡大の一因ともなった。その教訓を踏まえた災害対策基本法の改正により、町は、防災施設の整備の状況、地形、地質、その他の状況を総合的に勘案して、土砂災害や津波など異常な現象

の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす「指定緊急避難所」と避難者等が一時的に滞在するための一定の基準を満たす「指定避難所」を指定、さらに、「自主避難所」、「補助避難所」を追加し下記のとおり整理し周知を図ることとしている。

(6) 避難所の区分

区 分	内 容
指定緊急避難場所	・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所
指定避難所	・ 災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、職員を派遣し、町が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設
福祉避難所	・ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方の施設
補助避難所	・ 指定避難所だけでは全ての避難者を収容できない場合収容する施設
自主避難所	・ 自治会が自主的に開設、運営する避難所

※ 避難所等の詳細については、伊方町地域防災計画の「資料編」に掲載している。

(7) 立ち退き避難が必要な災害の事象

ア 土砂災害

- (7) 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合
- (イ) 土石流が発生し、被害が予想される場合
- (ウ) 地すべりが発生し、被害が予想される場合

イ 津波被害

- (7) 津波による浸水が予想される場合
- (イ) 津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸部近くの海中・海面において強い流れが予想される場合

3. 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

(1) 判断基準の設定

気象、土壌、津波がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設状況によって異なる。これらの施設管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたり、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力を求める必要がある。

(2) 災害発生危険性を分析・判断する際の助言

災害対策基本法の改正により、町長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。

これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることとする。

(3) 助言を求めることができる対象機関

内 容	担 当 部 署	電 話 番 号
防災全般	・ 愛媛県県民環境部防災局 防災危機管理課 ・ 南予地方局総務企画部八幡浜支局防災対策係	089-912-2335（ダイヤルイン） 089-943-6865（直通） 089-941-2160（直通・FAX） 0894-24-5288（直通） 0894-24-6271（直通・FAX）
土砂災害	・ 愛媛県土木部河川港湾局 砂防課 ・ 南予地方局建設部八幡浜土木事務所	089-912-2700（ダイヤルイン） 089-941-5887（FAX） 0894-22-1550（直通） 0894-24-5305（FAX）
津波、高潮災害	・ 愛媛県土木部河川港湾局 港湾海岸課 ・ 南予地方局建設部八幡浜土木事務所	089-912-2690（直通） 089-912-2689（FAX） 0894-22-1550（直通） 0894-24-5305（FAX）
気象関係	松山地方気象台	089-941-6293（ダイヤルイン）

4. 避難勧告等の判断基準

避難行動には「屋内安全確保」も含まれることから、避難勧告等が発令された場合、同じ避難勧告の対象地域内の中でも、それぞれの避難行動が住居の立地や構造条件等によって異なる場合があるが、災害の可能性の高低は、区域や家屋ごとに明確に定められるものではないことから、避難勧告等が発令するときは、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内安全確保の区域を示して勧告するのではなく、災害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものとする。

土砂災害、津波災害はその性質上、立ち退き避難を基本とする。

避難勧告等の判断基準の設定に関するおおまかな作業の流れは下記のとおりとし、詳細は災害種別ごとに定める。

- ・ 対象とする被害の特定
- ・ 避難勧告等の対象とする区域の設定
- ・ 避難勧告等の判断基準の設定

5. 避難勧告等の発令区分

(1) 災害発生時、または災害の発生するおそれのある時に発令する避難に関する情報・勧告・指示の種類

発令内容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が立ち退き避難をしなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれがあるとき。	・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれが高まったとき。	・ 立ち退き避難する。
避難指示（緊急）	・ 人的被害の発生するおそれが非常に高まったとき。	・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

※ 要配慮者とは一般用語として、「災害時要援護者」等の呼称を用いてきているが、平成25年6月の災害対策基本法の改定において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者」が「要配慮者」として法律上定義されている（災害対策基本法第8条第2項第15号）。

※ 後述において、避難勧告等を発令する場合の想定基準を示しているが、いかなる場合においても想定した基準まで避難勧告等を発令しないものではなく、積極的に命を守るという行動を促すため、想定した基準に達していないときでも状況により発令することがある。また、避難勧告は人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令し、避難指示（緊急）は状況がさらに悪化してその危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令されるものであるが、速やかに立ち退き避難を要する状況においては、避難勧告を発令せずに避難指示（緊急）を発令することがある。

6. 防災情報の入手先

(1) 松山地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/matsuyama/>



主な情報

- ① 天気警報、注意報
- ② 天気予報
- ③ レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)
- ④ 海洋観測データ

(2) 愛媛県河川・砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

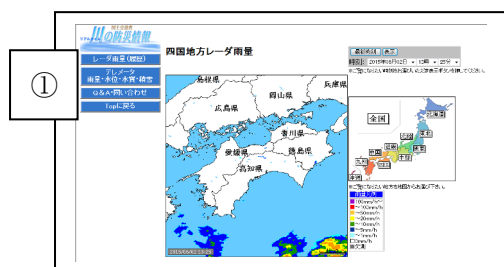


主な情報

- ① 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報

(3) 国土交通省【川の防災情報】四国地方レーダ雨量

<http://www.river.go.jp/nrpc0201gDisp.do?areaCode=88>



主な情報

- ① レーダ雨量(履歴)、テレメータ雨量・水位・水質・積雪

7. 防災行政無線の設置状況

(1) 伊方町防災行政無線局の現状（平成 28 年 4 月 1 日現在）

※ 各世帯及び町指定の公共施設等に戸別受信機を設置している。

固定系

種別	施設名	設置場所	所在地
通信所	同報親局	伊方町役場	伊方町湊浦 1993 番地 1
第 2 通信所	遠隔制御局	瀬戸総合支所	伊方町三机乙 3003 番地 6
〃	〃	三崎総合支所	伊方町三崎 692 番地
〃	〃	八幡浜地区施設事務組合消防署	八幡浜市松柏丙 796 番地
〃	〃	八幡浜地区施設事務組合消防署第一分署	伊方町神崎 2158 番地 1
〃	〃	八幡浜地区施設事務組合消防署第二分署	八幡浜市保内町宮内 1-509-1
中継局	堂堂山中継局	堂堂山	伊方町中浦丙 4 番地 3
〃	アラカヤ中継局	アラカヤ	伊方町九町 2 番耕地 522 番地 1
〃	権現山中継局	権現山	伊方町三机乙 2276 番地 1 伊方町塩成乙 537 番地 2
〃	伽藍山中継局	伽藍山	伊方町明神 737 番地 2 伊方町三崎 3972 番地
固定局	大浜 1	大浜	伊方町大浜 276 番地 2
〃	大浜 2	大浜	伊方町大浜 417 番地
〃	中之浜	中之浜	伊方町中之浜 341 番地
〃	仁田之浜	仁田之浜	伊方町仁田之浜 1054 番地
〃	河内 1	河内	伊方町河内 913 番地
〃	河内 2	河内	伊方町河内 22 番地
〃	湊浦	湊浦	伊方町湊浦 819 番地 1
〃	小中浦	小中浦	伊方町小中浦甲 599 番地
〃	中浦	中浦	伊方町中浦甲 1429 番地 3
〃	伊方越	伊方越	伊方町伊方越 707 番地
〃	亀浦	亀浦	伊方町亀浦 167 番地
〃	川永田 1	川永田	伊方町川永田甲 165 番地 4
〃	川永田 2	川永田	伊方町川永田甲 912 番地 1
〃	川永田 3	川永田	伊方町川永田甲 975 番地
〃	豊之浦 1	豊之浦	伊方町豊之浦 533 番地 4
〃	豊之浦 2	豊之浦	伊方町豊之浦 800 番地 2
〃	奥	奥	伊方町九町 4 番耕地 727 番地 1
〃	向	向	伊方町九町 1 番耕地 1864 番地 2
〃	畑・須賀	畑	伊方町九町 1 番耕地 1695 番地 6
〃	久保・西	久保	伊方町九町 1 番耕地 535 番地 23
〃	二見 1	二見	伊方町二見甲 390 番地 4
〃	二見 2	二見	伊方町二見甲 451 番地 2
〃	加周	加周	伊方町二見甲 1250 番地
〃	田之浦 1	田之浦	伊方町二見甲 3051 番地
〃	田之浦 2	田之浦	伊方町二見甲 3461 番地
〃	古屋敷	古屋敷	伊方町二見甲 1717 番地
〃	鳥津	鳥津	伊方町二見乙 797 番地 2
〃	大成	大成	伊方町二見乙 179 番地 3

種別	施設名	設置場所	所在地
"	瀬戸総合支所	三机	伊方町三机乙 3003 番地 6
"	三机 1	三机	伊方町三机乙 816 番地
"	三机 2	三机	伊方町三机乙 4368 番地 2 地先
"	三机 3	三机	伊方町三机乙 4364 番地 27
"	上倉	上倉	伊方町三机乙 366 番地 5 地先
"	松之浜	松之浜	伊方町三机乙 426 番地地先
"	佐市	佐市	伊方町三机乙 4230 番地 6
"	瀬戸高浦	高浦	伊方町三机乙 3678 番地 1
"	塩成振	塩成	伊方町塩成 2684 番地 34
"	塩成上 1	塩成	伊方町塩成 707 番地
"	塩成上 2	塩成	伊方町塩成 515 番地
"	塩成上 3	塩成	伊方町塩成 939 番地 2
"	足成	足成	伊方町足成 532 番地
"	大江 1	大江	伊方町大江 137 番地
"	大江 2	大江	伊方町大江 214 番地 1
"	大江 3	大江	伊方町大江 69 番地 1
"	志津	志津	伊方町志津 639 番地
"	小島	小島	伊方町小島甲 424 番地
"	大久 1	大久	伊方町大久 1557 番地 5
"	大久 2	大久	伊方町大久 1391 番地 1
"	大久 3	大久	伊方町大久 1318 番地地先
"	大久 4	大久	伊方町大久 1176 番地 1
"	川之浜 1	川之浜	伊方町川之浜 587 番地 1
"	川之浜 2	川之浜	伊方町川之浜 1135 番地 3
"	川之浜 3	川之浜	伊方町川之浜 2616 番地
"	川之浜 4	川之浜	伊方町川之浜 1786 番地 2
"	田部	田部	伊方町田部 789 番地 1
"	高茂 1	高茂	伊方町高茂 10 番地
"	高茂 2	高茂	伊方町高茂 134 番地 1
"	高茂 3	高茂	伊方町高茂 161 番地 1 地先
"	神崎 1	神崎	伊方町神崎 513 番地 1
"	神崎 2	神崎	伊方町神崎 311 番地
"	リゾート	リゾート	伊方町大久 3170 番地 219
"	三崎総合支所	三崎	伊方町三崎 692 番地
"	釜木	釜木	伊方町釜木 796 番地
"	平磯	平磯	伊方町平磯 866 番地
"	二名津 1	二名津	伊方町二名津 662 番地 1
"	二名津 2	二名津	伊方町二名津 442 番地 1
"	二名津 3	二名津	伊方町二名津 540 番地 3
"	明神 1	明神	伊方町明神 70 番地
"	明神 2	明神	伊方町明神 363 番地地先
"	松 1	松	伊方町松 630 番地
"	松 2	松	伊方町松 1 番地 1
"	松 3	松	伊方町松 558 番地 1
"	名取 1	名取	伊方町名取 619 番地 4
"	名取 2	名取	伊方町名取 94 番地

種別	施設名	設置場所	所在地
"	名取 3	名取	伊方町名取 116 番地
"	大佐田	大佐田	伊方町大佐田 192 番地
"	井野浦 1	井野浦	伊方町井野浦 3 番地
"	井野浦 2	井野浦	伊方町井野浦 90 番地
"	佐田	佐田	伊方町佐田 28 番地地先
"	三崎高浦	高浦	伊方町高浦 169 番地
"	三崎 1	三崎	伊方町三崎 742 番地 2
"	三崎 2	三崎	伊方町三崎 1069 番地
"	三崎 3	三崎	伊方町三崎 1610 番地 1
"	三崎 4	三崎	伊方町三崎 907 番地
"	三崎 5	三崎	伊方町三崎 1881 番地
"	与修 1	与修	伊方町与修 1430 番地
"	与修 2	与修	伊方町与修 893 番地
"	与修 3	与修	伊方町与修 2139 番地
"	与修 4	与修	伊方町与修 966 番地
"	与修 5	与修	伊方町与修 302 番地地先
"	サザエバヤ 1	三崎	伊方町三崎 5363 番地
"	サザエバヤ 2	三崎	伊方町三崎 5255 番地地先
"	灘	三崎	伊方町三崎 5620 番地
"	串 1	串	伊方町串 2032 番地
"	串 2	串	伊方町串 525 番地
"	串 3	串	伊方町串 473 番地 1
"	串 4	串	伊方町串 110 番地
"	串 5	串	伊方町串 341 番地
"	正野 1	正野	伊方町正野 166 番地 1
"	正野 2	正野	伊方町正野 1 番地
"	正野 3	正野	伊方町正野 529 番地
"	正野 4	正野	伊方町正野 576 番地
"	正野 5	正野	伊方町正野 304 番地
"	正野 6	正野	伊方町正野 1359 番地
"	正野 7	正野	伊方町正野 1533 番地
"	正野 8	正野	伊方町正野 2336 番地
"	正野 9	正野	伊方町正野 2511 番地
"	正野 10	正野	伊方町正野 2687 番地
"	正野 11	正野	伊方町正野 2919 番地 2
"	正野 12	正野	伊方町正野 899 番地
"	正野 13	正野	伊方町正野 2139 番地
"	吹の内再送信	与修	伊方町与修 2242 番地
"	大滝再送信	正野	伊方町正野 1760 番地
戸別受信機	各世帯及び町指定の公共施設等		

移動系

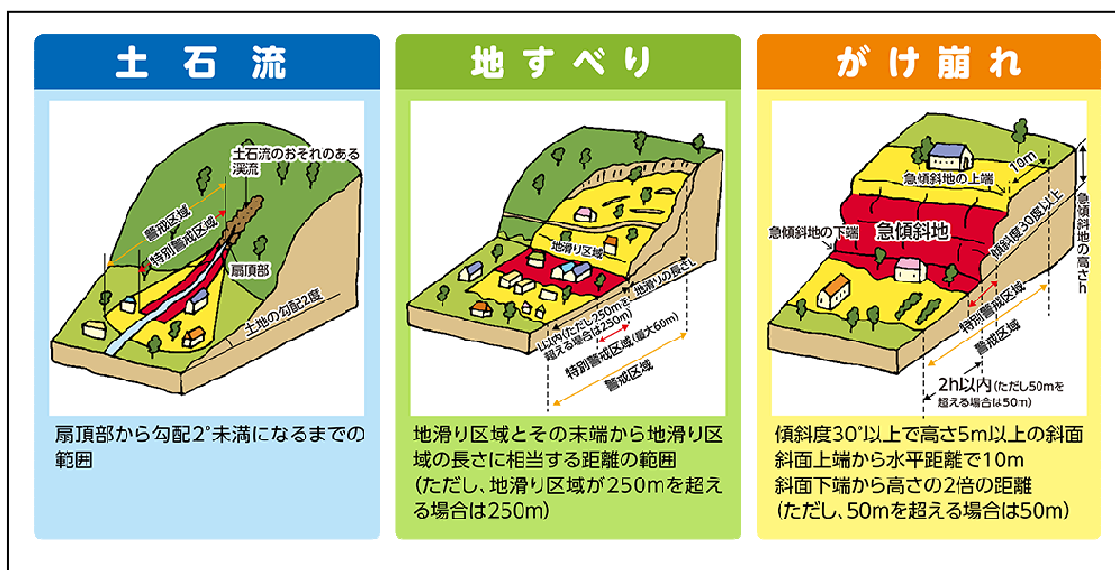
区分		台数	設置場所
防災行政無線装置	基地局	1	総務課（危機管理室）管理
	移動局（車載用）	56	総務課（危機管理室）管理
	"（携帯用）	97	総務課（危機管理室）管理

	中継局	5	総務課（危機管理室）管理
移動用通信用基地局	名称	台数	位置
	小島移動通信基地局	1（鉄塔）	伊方町小島字午ノ坂甲849番地2
	神崎移動通信基地局	1（鉄塔）	伊方町神崎字才才ミ子712番地2

【 土 砂 災 害 編 】

1. 避難勧告等の対象となる土砂災害の危険性がある区域

- (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」
土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域である。



ア 土砂災害警戒区域

(通称：イエローゾーン)(土砂災害防止法施行令第2条)

急傾斜地の崩壊	- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 - 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 - 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
土石流	土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
地すべり	- 地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域) - 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

イ 土砂災害特別警戒区域

(通称：レッドゾーン)(土砂災害防止法施行令第3条)

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。ただし、地すべりについては、地すべり地塊のすべり

に伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で 60m 範囲内の区域。

※ 伊方町の指定箇所

土砂災害警戒区域・・・206 箇所、

土砂災害特別警戒区域・・・194 箇所

(2) 土砂災害危険箇所（愛媛県が調査）

愛媛県では概ね 5 年ごとに県内全域について危険箇所を調査し、その結果を土砂災害危険箇所マップとして広く公開している。

ア 土砂災害危険箇所の種類（3 種類）

(ア) 土石流危険渓流

谷や斜面に貯まった土・砂・石等が、梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒にあって、一気に流れ出してくるのが土石流である。破壊力が大きく速度も速いので、大きな被害をもたらす。

土石流危険渓流調査では、土石流発生のおそれが高いとされている 3 度以上の渓床勾配を有する渓流のうち、土石流により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのあるものを抽出している。

※ 伊方町では 148 箇所指定

(イ) 地すべり危険箇所

比較的穏やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す現象を地すべりという。一度に広い範囲は動くため、ひとたび発生すると住宅、道路、鉄道、耕作地などに大きな被害を及ぼし、川をせき止めて洪水等を引き起こすことがある。

地すべり危険箇所調査では、地形図や空中写真の判読により、地すべり地形を呈する地域の面積が 5ha（市街化区域等にあつては 2ha）以上で、人家や公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所を抽出している。

※ 伊方町では 64 箇所指定

(ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所

地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるのががけ崩れです。突発的に起こり瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっている。また、地震をきっかけに起こることもある。

急傾斜地崩壊危険箇所調査では、傾斜度 30 度以上でその高さが 5m

以上の急傾斜地のうち、がけ崩れにより人家や公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所を抽出している。

※ 伊方町では 206 箇所指定

2. 避難勧告等の発令に参考となる情報

(1) 大雨注意報・警報・特別警報

ア 注意報は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに発表して注意や警戒を呼びかけます。

イ 警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに発表して、注意や警戒を呼びかけます。

ウ 特別警報は、数十年に一度の大雨となるおそれがあり、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表して、最大限の警戒を呼びかけます。

(2) 伊方町の警報・注意報基準

注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40 mm
		土壌雨量指数基準	98
警報	大雨	雨量基準（浸水害）	1 時間雨量 70 mm
		土壌雨量指数基準（土砂災害）	140
特別警報	大雨	以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。	
		① 解析雨量 48 時間積算及び土壌雨量指数において 50 年に一度の値を超過した 5 km格子が共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。	
		② 解析雨量 3 時間積算及び土壌雨量指数において 50 年に一度の値を超越した 5 km格子が共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現（ただし、解析雨量 3 時間積算が 150 mmを超える格子のみをカウント対象とする）。	
記録的短時間大雨情報 1 時間雨量 100 mm			
【発表区域】市町村単位			

(3) 土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁）

ア 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

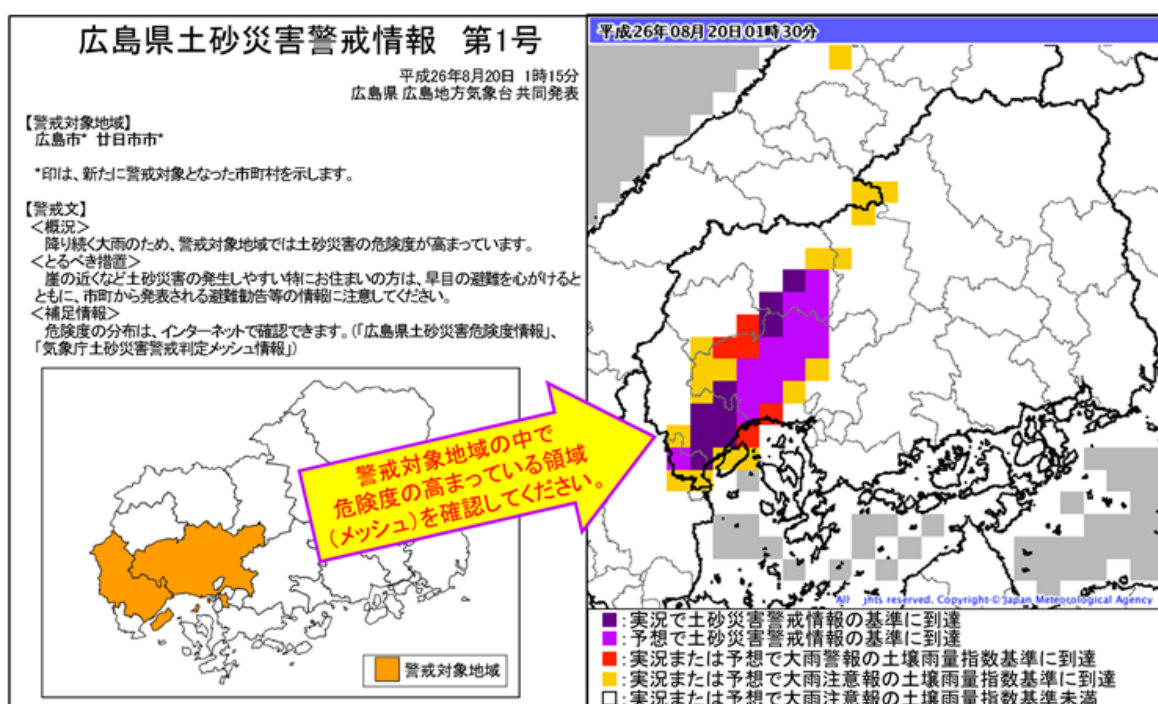
土砂災害警戒情報が発表されたときは、対象市町村内で土砂災害発生

の危険度が高まっている領域を土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

イ 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒情報を補足する情報で、5 km四方の領域(メッシュ)ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示している。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

【土砂災害警戒情報（左）・土砂災害警戒判定メッシュ情報（右）の発表例】



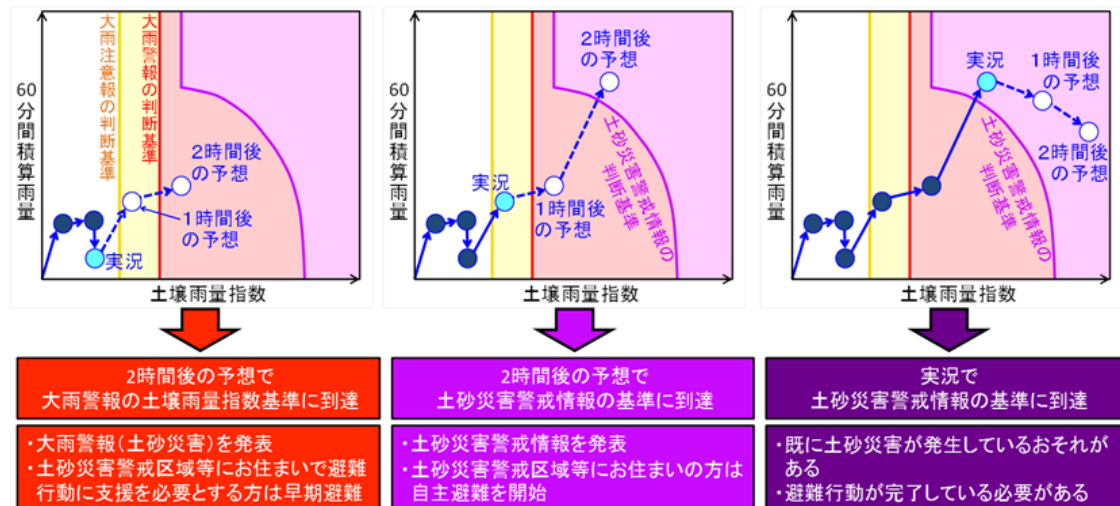
ウ 土砂災害警戒判定メッシュ情報の判定の仕組み

土砂災害警戒判定メッシュ情報では、2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いて、土砂災害発生の危険度の高まりを次のように色別で表示しています。

- (7) 黄色 ■ ・ ・ 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達
- (4) 赤色 ■ ・ ・ 実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達
- (7) 薄い紫色 ■ ・ ・ 予想で土砂災害警戒情報の基準に到達
- (1) 濃い紫色 ■ ・ ・ 実況で土砂災害警戒情報の基準に到達

土砂災害警戒情報の判断基準(下図の紫色の曲線)は、過去の土砂災害発生時の雨量データ(土壌雨量指数及び60分間積算雨量)を調査した

上で定めている。この基準に実況で到達した場合（濃い紫色のメッシュ）には、過去の土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況（すでに土砂災害が発生しているおそれがある状況）になっている。



(4) 危険度現況・危険度予測（愛媛県 河川・砂防情報システム）

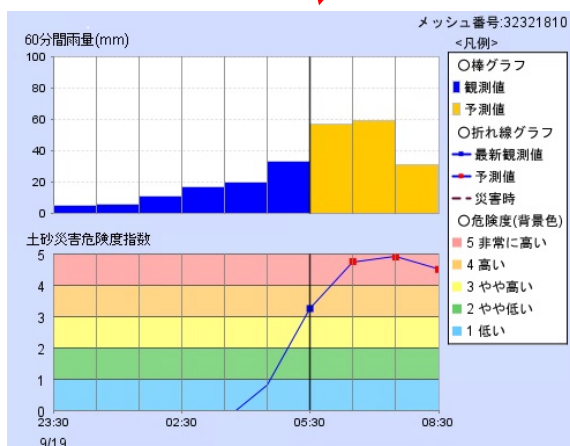
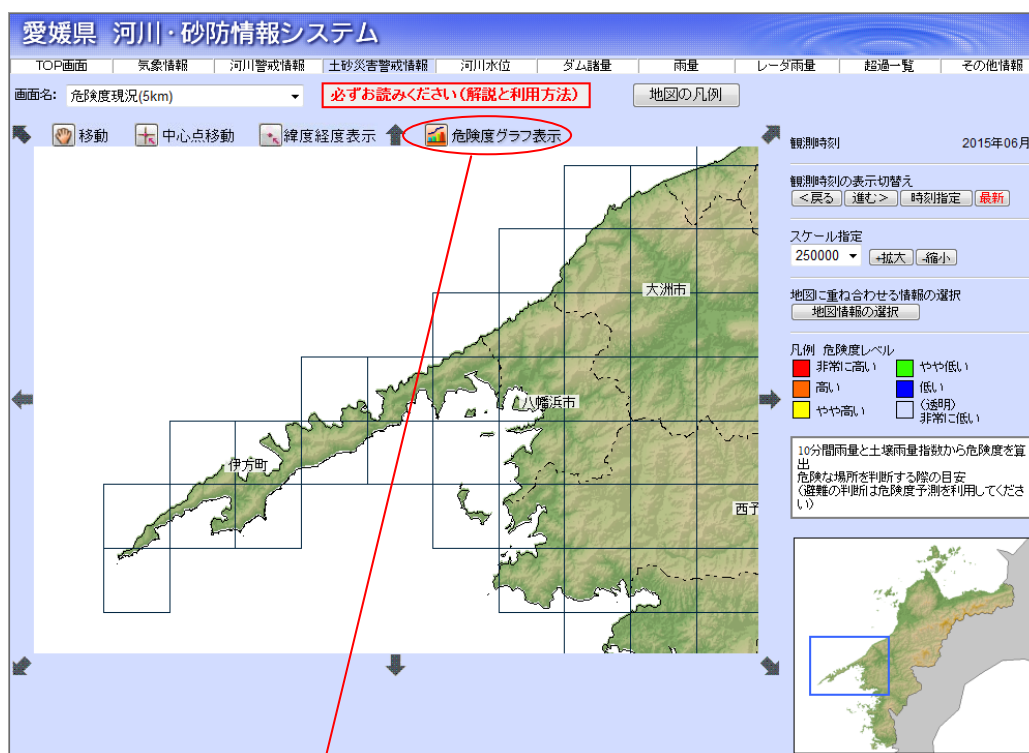
ア 危険度現況

現在までの 10 分間降水量（60 分間積算降水量）と土壌雨量指数から、土砂災害発生危険度を 5 kmメッシュ（格子）ごとに計算し、危険な場所を把握する際の目安となります。

※ 避難の判断については、危険度予測を利用する。

（危険度レベルは、5 kmメッシュの「危険度現況」が“非常に高い（■）・高い（■）”箇所に着目するだけでなく、その周辺地域も含めて注意が必要である。）

【愛媛県河川・砂防情報システム→土砂災害警戒情報→危険度現況（5 km）】



【危険度グラフ表示】

※ 左記表の指数は、
 $4 + 5 + 5 + 5 = 19$ とする。

イ 危険度予測

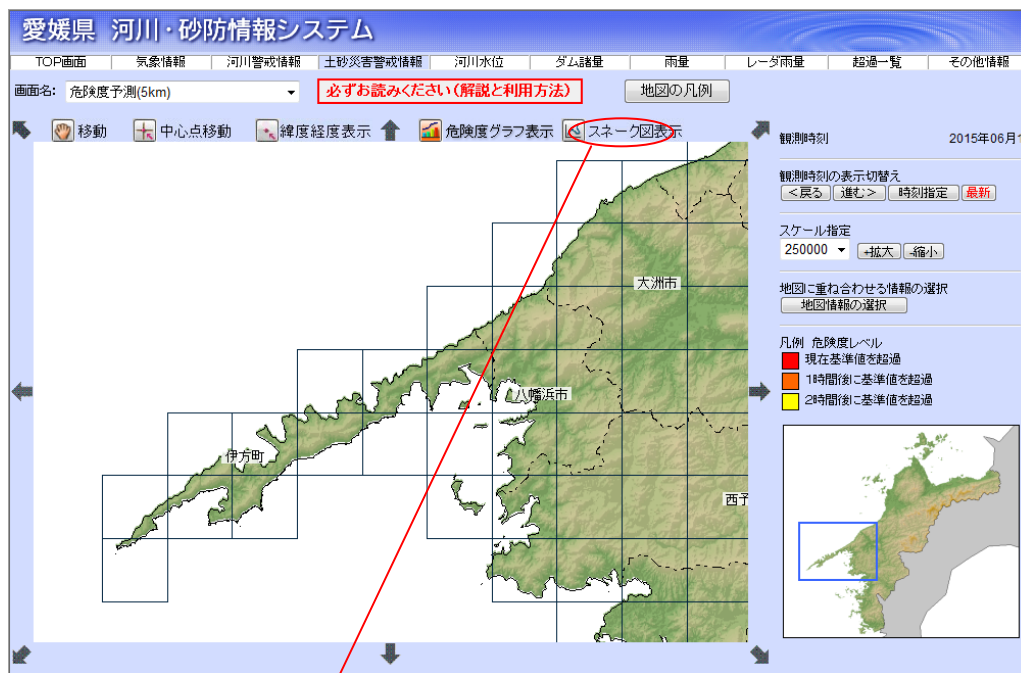
1時間降水量解析値と土壌雨量指数から、土砂災害発生危険度を算出し避難行動に必要な時間を加味して避難勧告等を発令する判断基準や、自主避難の参考となります。

- (ア) ■ 現時点で、基準値を超過。避難を完了していることが望ましい。
- (イ) ■ 1時間後に基準値を超過すると思われる。ただちに避難を完了していることが望ましい。
- (ウ) ■ 2時間後に基準値を超過すると思われる。ただちに避難を開始していることが望ましい。

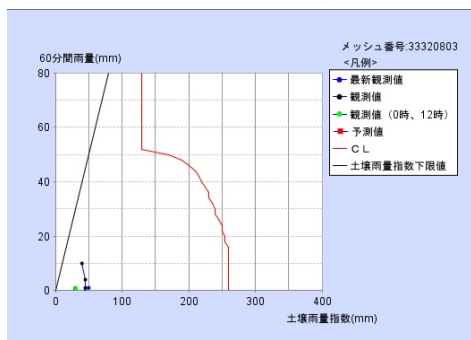
特に、日没が近づいている時、また、高齢者等は早めの避難が必要である。

(危険度レベルは、「危険度予測」が“基準値を超過 (■ ■ ■)”する箇所に着目するだけでなく、その周辺地域も含めて注意が必要です。)

【愛媛県河川・砂防情報システム→土砂災害警戒情報→危険度予測 (5 km)】



【スネーク図表示】



3. 避難勧告等の発令基準

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

下記の何れか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

ア 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、「愛媛県河川・砂防情報システム、危険度現状（メッシュ情報）」で、「やや高い」と表示され、かつ、危険度グラフ指数の合計が18以上となる場合。（P18, 19 参照）

イ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

ウ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された場合。

※「土砂災害警戒情報（メッシュ情報）」

愛媛県が提供している情報で5kmメッシュごとに土砂災害の危険度を色分けし、表示しているもの。（P8.6. (2)「愛媛県河川・砂防情報システム」を参照）

(2) 避難勧告

下記の何れか1つに該当する場合に、避難勧告等を発令する。

ア 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。

イ 土砂災害警戒情報が発表されている状況で、「愛媛県河川・砂防情報システム、危険度現状（メッシュ情報）」で、「高い」と表示され、かつ、危険度グラフ指数の合計が19以上となる場合。（P18, 19 参照）

ウ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面他位、斜面はらみ、擁壁・道路等にひび割れ発生）が発見された場合。

※ 台風等の接近に伴い、暴風警報等が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。

(3) 避難指示（緊急）

下記の何れか１つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。

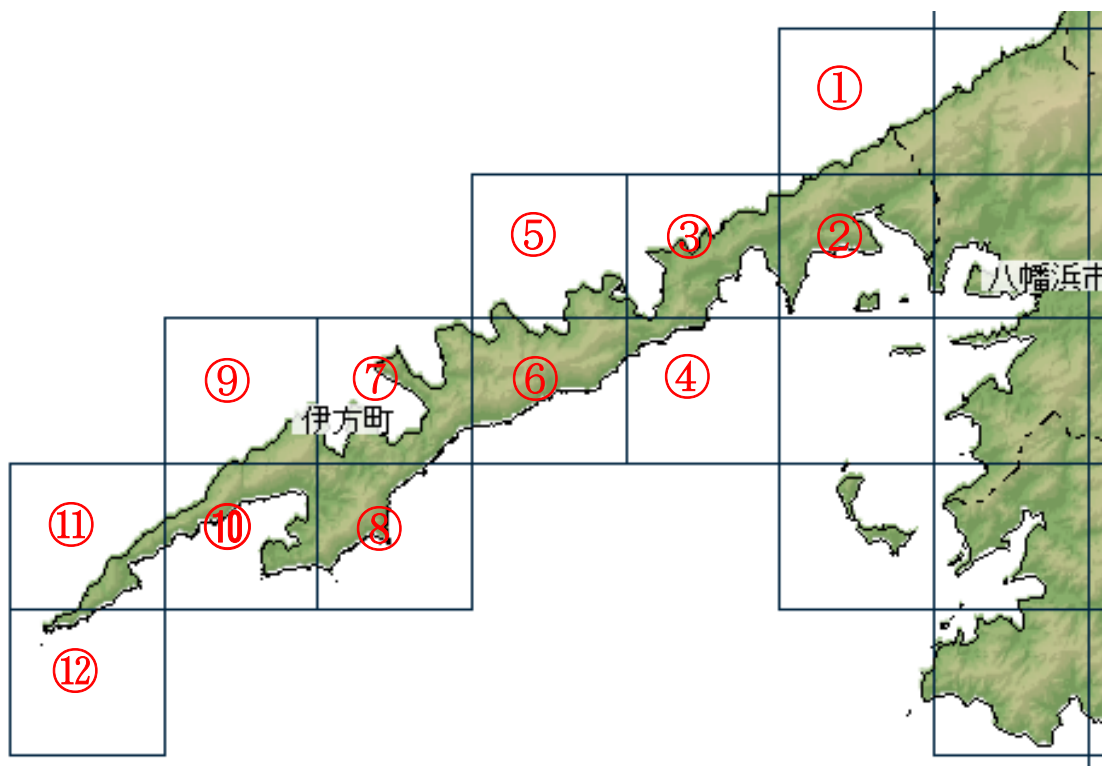
- ア 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。
- イ 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- ウ 土砂災害警戒情報が発表されている状況で、「愛媛県河川・砂防情報システム、危険度現状（メッシュ情報）」で、「非常に高い」と表示され、かつ、危険度グラフ指数の合計が２０以上となる場合。（P18, 19 参照）
- エ 土砂災害が発生した場合。
- オ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面のひび割れ等）が発見された場合。
 - ※ 既に避難指示（緊急）を発令しているなかで、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示（緊急）の対象範囲が十分であるか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
 - ※ 避難指示（緊急）は、避難勧告が発令されても、まだ避難していない人に対し、より強く避難を促す措置である。

4. 避難対象地域

避難勧告等の発令場所については、気象警報の発表内容及び前兆現象等の発生場所等により、決定する。本マニュアルでは、土砂災害警戒情報が発令された場合は避難勧告の発令としているため、「愛媛県 河川・砂防情報システム、土砂災害警戒情報・危険度現状（5 km）」の5 kmメッシュごとに避難勧告等の発令場所を定める。

5. 避難対象地域一覧図

(1) 愛媛県河川・砂防情報システム・危険度予測（5 km）の区域



(2) 避難対象地区名

区分	地域名	地 区 名
①	伊方	伊方越、亀浦
②		大浜、中之浜、仁田之浜、河内、湊浦、小中浦、中浦、川永田、豊之浦、奥、向、畑、須賀、西、久保、伊方越、亀浦
③		奥、向、畑、須賀、久保、西、二見本浦、加周、古屋敷、田之浦、大成、鳥津
④	瀬戸	足成、佐市、高浦
⑤		塩成、高浦
⑥		三机、松之浜、上倉、大江、志津、小島
⑦		大久（リゾート）、川之浜、上倉、大江、志津、小島、高茂、田部
⑧	三崎	大久（リゾート）、田部、高茂、神崎
⑨		釜木、平磯、二名津、明神
⑩		名取、三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦
⑪		松、明神
⑫		三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦、与修、串
		串、正野
		正野

(3) 避難対象地域別指定緊急避難場所

区分	地域名	指定緊急避難場所
①	伊方	
②		伊方小学校グラウンド、水ヶ浦小学校グラウンド、豊之浦小学校跡グラウンド、伊方中学校グラウンド、伊方町民グラウンド、九町小学校グラウンド
③		九町小学校グラウンド、二見小学校跡グラウンド
④	瀬戸	三机小学校グラウンド、瀬戸中学校グラウンド、瀬戸球場、足成小学校跡グラウンド
⑤		三机小学校グラウンド、瀬戸中学校グラウンド、瀬戸球場、塩成小学校跡グラウンド
⑥		三机小学校グラウンド、瀬戸中学校グラウンド、瀬戸球場、小島小学校跡グラウンド、大久小学校グラウンド、むかいパーク
⑦		大久小学校グラウンド、むかいパーク
⑧	三崎	二名津小学校跡グラウンド
⑨		三崎小学校グラウンド、三崎中学校グラウンド、三崎高等学校グラウンド
⑩		二名津小学校跡グラウンド
⑪		三崎小学校グラウンド、三崎中学校グラウンド、三崎高等学校グラウンド、佐田岬小学校跡グラウンド、二名津小学校跡グラウンド
⑫		佐田岬小学校跡グラウンド、串地区体育館グラウンド
		串地区体育館グラウンド

(4) 避難対象地区別指定避難所

区分	地域名	地区名	指定避難所	
①	伊方	伊方越、亀浦	有寿来体育館	
②		大浜、中之浜、	水ヶ浦小学校（体育館）	
		仁田之浜、河内、湊浦、小中浦	伊方小学校（体育館）、伊方中学校（体育館）、伊方町民会館、生涯学習センター、伊方中央保健センター、伊方武道館、伊方スポーツセンター	
		中浦、川永田	伊方町地域振興センター	
		豊之浦	豊之浦地区体育館	
		奥、向、畑、須賀、西、久保	九町小学校（体育館）、町見公民館、町見体育館	
		伊方越、亀浦	有寿来体育館	
③		奥、向、畑、須賀、久保、西	九町小学校（体育館）、町見公民館、町見体育館	
		二見本浦、加周、古屋敷、田之浦、大成、鳥津	町見体育館、二見地区体育館	
瀬戸		足成、佐市、高浦	瀬戸中学校（瀬戸総合体育館）	
		④	塩成、高浦	瀬戸中学校（瀬戸総合体育館）
		⑤	三机、松之浜、上倉、大江、志津、小島	三机小学校（三机地区体育館）、瀬戸町民センター、瀬戸中学校（瀬戸総合体育館）、
	⑥	大久（リゾート）、川之浜	大久小学校（四ツ浜地区体育館）、瀬戸アグリトピア、	
		高茂、田部	瀬戸アグリトピア	
	上倉、大江、志津、小島	三机小学校（三机地区体育館）、瀬戸町民センター、瀬戸中学校（瀬戸総合体育館）		
	⑦	大久（リゾート）、田部、高茂、神崎	瀬戸アグリトピア	
	三崎	釜木、平磯、二名津、明神	旧二名津小学校、三崎公民館二名津分館、二名津地区体育館	
⑧		名取	旧二名津小学校、三崎公民館二名津分館、二名津地区体育館	
		三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦	三崎総合体育館、三崎小学校（三崎小中体育館）、三崎中学校、三崎高等学校（体育館）、三崎保健福祉センター（三崎デイサービスセンター）	
⑨		松、明神	旧二名津小学校、三崎公民館二名津分館、二名津地区体育館	
⑩		三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦	三崎総合体育館、三崎小学校（三崎小中体育館）、三崎中学校、三崎高等学校（体育館）、三崎保健福祉センター	
		与侈、串	旧佐田岬小学校、串地区体育館	
⑪		串、正野	旧佐田岬小学校、串地区体育館	
⑫		正野	串地区体育館	

(5) 避難対象地域別福祉避難所

区分	地域名	福祉避難所
①	伊方	伊方中央保健センター（指定避難所兼用）、伊方老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームつわぶき荘、町見老人デイサービスセンター
②		
③		
④	瀬戸	瀬戸町民センター（指定避難所兼用）、瀬戸デイサービスセンター、特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ
⑤		
⑥		
⑦	三崎	三崎保健福祉センター（三崎デイサービスセンター）（指定避難所兼用）、特別養護老人ホーム三崎つわぶき荘
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		

(6) 避難対象地域別補助避難場所

区分	地域名	補助避難所
①	伊方	大浜保育所、伊方保育所、九町保育所、町見郷土館、町見公民館二見分館、加周保育所
②		
③		
④	瀬戸	三机保育所、瀬戸支所、大久保育所、瀬戸社会教育会館、川之浜保育所
⑤		
⑥		
⑦	三崎	三崎保育所
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		

(7) 避難対象地域別自主避難所

区分	地域名	自主避難所
①	伊方	伊方越集会所、伊方越老人憩いの家、亀浦集会所、亀浦老人憩いの家
②		大浜集会所、中之浜集会所、仁田之浜集会所、河内集会所、大川集会所、湊浦ふれあいセンター、小中浦集会所、中浦集会所、中浦老人憩いの家、川永田コミュニティセンター、新川会館、豊之浦集会所、伊方越集会所、伊方越老人憩いの家、亀浦集会所、亀浦老人憩いの家、奥集会所、向集会所、畑コミュニティセンター、須賀集会所、西久保集会所、
③		奥集会所、向集会所、畑コミュニティセンター、須賀集会所、西久保集会所、二見集会所、加周集会所、田之浦集会所、古屋敷集会所、鳥津集会所、大成集会所
④	瀬戸	佐市集会所、足成集会所、
⑤		塩成集会所
⑥		上倉集会所、松之浜集会所、大江集会所、志津集会所、小島集会所、上倉集会所、松之浜集会所、大江集会所、志津集会所、小島集会所、大久集会所、田部集会所、
⑦		大久集会所、田部集会所、神崎集会所
⑧	三崎	二名津集会所、明神集会所、松集会所、釜木集会所
⑨		高浦集会所、佐田集会所、大佐田集会所、井野浦集会所、名取集会所
⑩		明神集会所、松集会所、
⑪		サダエバヤ集会所、高浦集会所、佐田集会所、大佐田集会所、井野浦集会所、与侈集会所、串集会所、
⑫		串集会所、正野集会所
		正野集会所

6. 夜間・早朝に避難が必要な場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。

7. 避難勧告等の解除

土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とする。

なお、平成 26 年 11 月の土砂災害防止法の改正により、国土交通省又は愛媛県に対し、避難のための立退きの指示等の解除に関して助言を求めることができる。

【 津 波 災 害 編 】

1. 避難勧告等の発令が必要となる区域

津波災害に対する避難行動を促す場合は、基本的に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、「避難指示（緊急）」とする。その場合の住民に求める避難行動は、「立ち退き避難」とする。ただし、海外を発生地とするなどの遠隔地地震については、気象庁発表の「遠隔地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があるため、立ち退き避難のための準備や移動に要する時間を考慮し、必要な場合、「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」の発令を検討するものとする。

(1) 避難勧告等の発令区域

ア 宇和海側沿岸部（佐田岬灯台を起点として宇和海沿岸部）

イ 瀬戸内海沿岸（佐田岬灯台を起点として瀬戸内海沿岸部）

※ 気象庁は、全国を 66 区域に分けた津波予報区に対して、津波警報や注意報等を発表している。

（気象庁発表の津波予報区）



2. 避難勧告等の発令に参考となる情報（気象庁ホームページ解説）

(1) 津波警報等の種類

分 類	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数 値	定性的表現
大津波警報（特別警報）	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	（表記しない）

※ 大津波警報は特別警報に位置づけられる。

(2) 津波警報、注意報について

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

(3) 想定される被害ととるべき行動

ア 大津波警報

(ア) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。

(イ) 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する必要がある。

イ 津波警報

(ア) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。

(イ) 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場

所へ避難する必要がある。

ウ 津波注意報

- (ア) 海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。
- (イ) 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる必要がある。

3. 避難勧告等の発令基準

どのような津波であれ、危険地帯からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」を発令する。

避難指示（緊急）

次に該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。

- ア 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合。
- イ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。

4. 避難対象地域

(1) 大津波警報・津波警報

ア 宇和海側沿岸部（佐田岬灯台を起点として宇和海沿岸部）

- (ア) 伊方地域
大浜、中之浜、仁田之浜、河内、湊浦、小中浦、中浦、川永田、豊之浦、奥、向、畑、須賀、久保、西、二見、加周、田之浦、古屋敷
- (イ) 瀬戸地域
塩成、大久、川之浜
- (ウ) 三崎地域
三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦、串、正野、名取

イ 瀬戸内海沿岸（佐田岬灯台を起点として瀬戸内海沿岸部）

- (ア) 伊方地域
伊方越、亀浦、鳥津、大成、

(イ) 瀬戸地域

三机、松之浜、高浦、佐市、足成、大江、志津、小島、田部、神崎

(ウ) 三崎地域

与侈、串、正野、二名津、明神、松、釜木、平磯

(2) 津波注意報

海岸防波堤等より海岸側の地域とする。

5. 津波 地区指定一時避難場所

●伊方地区

地域名	名 称	所在地	路線名等
大浜	町道灘線(3ヶ所) ①宮藤泰光氏宅上町道 ②谷藤宅付近町道 ③町道第一臨港線交差点付近	大浜 452-1 付近 大浜 339-1 付近 大浜 146-7 付近	町道灘線
中之浜	町道灘線・中之浜西部農道交差点付近	中之浜 364-1 付近	町道灘線 西部農道交差点付近
仁田之浜	四国電力 仁田之浜寮	仁田之浜 190	
河内	河内児童公園 河内集会所	河内 201 河内 29	
湊浦 1	国道 197 茅・城の台トンネル進入口 久木尾団地上国道付近 四電寮裏	湊浦 1923-3 付近 湊浦 752-4 付近 湊浦 273 付近	
湊浦 2	村田和助氏宅上小道広場 湊浦農道	湊浦 262-1 付近 湊浦 284 付近	
小中浦	宮山 法通寺 茅・城の台トンネル進入口	小中浦甲 35 中浦甲 694 小中浦 1923-3 付近	
中浦	法通寺 国道下広場	中浦甲 694 中浦甲 366-1 付近	
川永田 1	農道整備 3 号線(岡) 講進堂(お堂) 八尺神社 川永田老人憩いの家 町道川永田東線 町道湊浦奥線	川永田甲 3301 付近 川永田甲 川永田甲 790 川永田甲 1132 川永田甲 698-1 付近 川永田甲 1355-4 付近	池田機構 伊方寮付近
川永田 2	新川荘上付近	川永田乙 399	
豊之浦	豊之浦集会所	豊之浦 533-4	
伊方越	伊方越集会所 伊方越老人憩いの家	伊方越 707 伊方越 1166	
亀浦	亀浦集会所 亀浦老人憩いの家	亀浦 411 亀浦 167	
奥	客神社内	九町 4-561-1	
向	敷地神社下小道	九町 6-20~85 付近	
畑	畑コミュニティセンター	九町 1-873-2	
須賀	町道九町女子線	九町 6-356-2 付近	町道九町女子線沿

地域名	名 称	所在地	路線名等
	九町診療所	九町 1-597-1	
久保	九町診療所	九町 1-597-1	
西	九町診療所	九町 1-597-1	
二見	二見中間農道	二見甲 407-2 付近	二見中間農道終点付近
加周	加周農道(集会所付近)	二見甲 961 付近	加周農道
田之浦	町道奥石見線(3ヶ所) ①黒田氏宅下付近 ②古田長子氏宅付近 ③旧消防詰所付近	二見甲 2884-2 付近 二見甲 3019-1 付近 二見甲 3178-1 付近	町道奥石見線
古屋敷	古屋敷集会所	二見甲 2082 付近	
烏津	烏津集会所 集会所上県道	二見乙 798-1 二見乙 804-5 付近	集会所、県道烏井喜木津線
大成	県道烏井喜木津線三叉路 (大成・烏津交差点)	二見乙 575 付近	県道烏井喜木津線大成入口付近

●瀬戸地区

地域名	名 称	所在地	路線名等
三机	公営住宅付近 大師堂 県道鳥井喜木津 持珠院 長養寺駐車場 三机保育所 三机小学校体育館上駐車場	三机乙 822 付近 三机乙 621 付近 三机乙 617-2 付近 三机乙 1076-1 付近 三机 1708 付近 三机乙 1829 三机乙 2515 付近	公営住宅付近 大師堂 大江新太郎さん 宅横空き地 持珠院 長養寺駐車場 三机保育所 三机小学校体育館前駐車場
上倉	上倉集会所	三机乙 1359-2	上倉集会所
松之浜	集会所上道路付近	三机乙 415 付近	集会所上道路付近
高浦	セトフーズ前空き地	三机乙 3685-1	セトフーズ前空き地
佐市	佐市集会所	三机乙 4209	佐市集会所
塩成	木嶋水産町道付近(町道宇和海線) 旧塩成小学校上町道 児童待合所付近 小向広場 西上町バス停留所付近	塩成 18-5 付近 塩成 2312-1 付近 塩成 2210-1 付近 塩成 655 付近 塩成 933-1 付近	木嶋水産町道付近(町道宇和海線) 旧塩成小学校上町道 児童待合所付近 庵寺付近 西上町バス停留所付近
足成	児童待合所付近	足成 1593-4 付近	児童待合所付近
大江	大江集会所	大江 1155・1156	大江集会所
志津	志津集会所	志津 639	志津集会所
小島	消防詰所前 漁港上道路付近	小島甲 408-1 付近 小島甲 153 付近	消防詰所前 漁港上道路付近
大久	八幡神社 大久出張診療所付近	大久 1243 大久 1667-2 付近	八幡神社 大久出張診療所付近
川之浜	町道川之浜小島線 町道宇和海線(あいじゅ入口)	川之浜 1300 付近 川之浜 571-5 付近	町道瀬戸宇和海線2ヶ所 川之浜集会所付近 あいじゅ入口町道付近
田部	田部小学校跡グラウンド 町道田部高茂線 田部地区内線終点付近 県道鳥井喜木津線	田部 754 田部 2046 付近 田部 2200 付近 田部 2359-2 付近	田部小学校跡グラウンド 町道田部高茂線 田部地区内線終点付近 県道鳥井喜木津線
神崎	旧瀬戸ふるさと自然の家 神崎集会所	神崎 332-1 神崎 514	旧瀬戸ふるさと自然の家 神崎集会所

●三崎地区

地域名	名 称	所在地	路線名等
三崎	赤坂地蔵様前 大西 西川明良宅前 山根龍司氏宅前 伝宗寺上駐車場 三崎線農道	三崎 三崎 三崎 三崎 三崎	
高浦	望海庵 制御室付近	高浦 611 高浦	
佐田	お寺	佐田 671	お堂
大佐田	町道大佐田名取口線 五輪様	大佐田 1083-3 付近 大佐田 761 付近	
井野浦	堂の峰 墓地 ゴイモヅクリ 水源地上付近	井野浦 井野浦 635 付近 井野浦 303-1 井野浦	お堂 墓地 ゴイモヅクリ 水源地上付近
与侈	与侈集会所	与侈 893	
串	串集会所 三崎漁師物語附近	串 串 2-2 付近	
正野	県道佐田岬三崎線 正野集会所	正野 149-2 付近 正野	
二名津	慈照院 三崎公民館二名津分館	二名津 2203 二名津	
明神	町道経塚泊線(泊) 町道経塚泊線(明神) 畑総明神農道	明神 508 付近 明神 675 付近 明神 171-1 付近	
松	松集会所	松 1-1	
名取	名取集会所	名取 13	
釜木	釜木集会所 阿部一寿氏倉庫付近 県道鳥井喜木津線	釜木 796 釜木 718 付近 釜木 1907 付近	
平磯	県道沿い集荷場	平磯 1 付近	

6. 避難対象地区別指定避難所

避難対象地域	地域名	地区名	避難所
宇和海側沿岸部	伊方	大浜、中之浜	水ヶ浦小学校（体育館）
		仁田之浜、河内、湊浦、小中浦、	伊方スポーツセンター 伊方町民会館 生涯学習センター
		豊之浦	豊之浦地区体育館
		中浦、川永田、奥、向、畑、須賀、久保、西、二見、加周、田之浦、古屋敷	伊方町地域振興センター
	瀬戸	塩成	瀬戸中学校（瀬戸総合体育館）
		川之浜、大久	瀬戸アグリトピア
	三崎	三崎、名取、高浦、佐田、大佐田、井野浦	三崎高等学校（体育館）
		串、正野	旧佐田岬小学校
瀬戸内海側沿岸	伊方	伊方越、亀浦	有寿来体育館
		鳥津、大成	伊方町地域振興センター
	瀬戸	三机、松之浜、佐市、高浦、足成、大江、志津、小島	三机小学校（体育館） 瀬戸中学校（瀬戸総合体育館）
		田部、神崎	瀬戸アグリトピア
	三崎	与修、串、正野	旧佐田岬小学校
		二名津、明神、松、釜木、平磯	旧二名津小学校 三崎公民館二名津分館 二名津地区体育館

7. 夜間・早朝に避難が必要な場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難指示（緊急）を発令する。

8. 避難勧告等の解除

- (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階を基本とする。
- (2) 浸水被害が発生した場合は、浸水が解消した段階を基本とする。

【 情 報 伝 達 】

1. 避難勧告等の情報伝達

(1) 住民の避難行動の認識の徹底

避難勧告等が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、住民一人ひとりが、あらかじめ災害種別ごとにどう行動すればよいか、立ち退き準備の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。

各家庭において、災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にし、災害種別毎にどう行動するかを確認し、災害時は、自ら Web 上の防災情報を確認したり、町が発する避難勧告等の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができるようにする。

また、町は平時から町ホームページ上に指定避難所等の位置、収容人員、対応可能災害等の情報を公開し、各住民の避難行動計画の考察の材料を提供する。

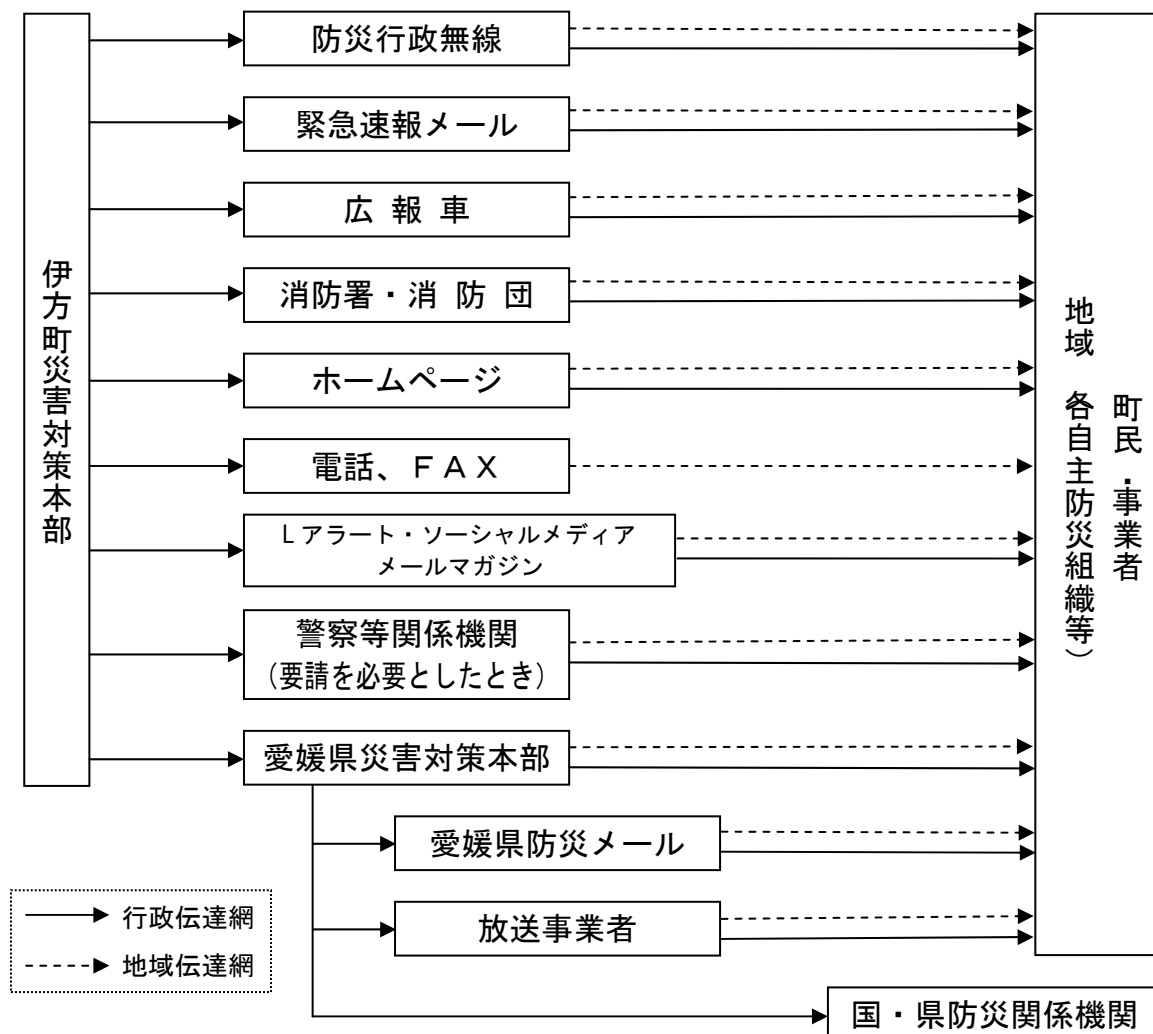
(2) 避難勧告等の伝達手段

町及び防災関係機関が保有する次の手段を用いて伝達するとともに、できるだけ多くの手段を用いて実施するものとする。

(伝達手段)

- ア 防災行政無線（同報系）
- イ 緊急速報メール（各自で登録が必要）
- ウ 広報車
- エ 消防団車両
- オ 電話、FAX
- カ 八西CATV（文字放送）
- キ Lアラート、
- ク ソーシャルメディア
- ケ ホームページ
- コ 消防団、消防署、警察、自主防災組織による直接的な声掛け（避難行動要支援者等）
- サ 愛媛県防災メール（各自で登録が必要）
- シ 放送事業者

(情報伝達の流れ)



(3) 要配慮者、避難支援関係者等への伝達

災害対策基本法改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置付けられており、特に、要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要となっている。

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、次により情報伝達する。

- ア 聴覚障害者：防災メールやFAX配信等
- イ 視覚障害者：防災行政無線や防災メール
- ウ 肢体不自由者：防災行政無線や防災メール
- エ 精神知的障害者：防災行政無線、保護者、利用施設を通じての伝達

上記の伝達方法以外においても、個別の障害特性や生活環境等に応じて、確実に情報周知できる体制を整えることとする。

また、伊方町避難行動要支援者名簿及びそれらの個人別避難計画を基に地元消防団、民生委員、自主防災組織等の支援者に連絡を入れ、迅速な支援を行う。

(4) 県・関係機関への伝達

ア 県

避難勧告等を発令したときは、災害対策基本法の規定に基づき、県に報告すること。

イ 関係機関

消防、警察等の関係機関に対しても、必要に応じて、情報伝達を行うこと。

2. 避難勧告等の伝達内容

- (1) 伝達文は、住民が短時間に理解できて、避難行動の内容が的確に伝わるよう留意すること。（※ 「伝達文例」を参照。）

必要となる伝達内容の例は、次のとおり。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 対象地域及び対象者
- エ 発令内容（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の例）
- オ 避難の時期（避難行動の開始と完了させるべき時期）
- カ 指定避難場所
- キ 避難すべき理由
- ク 危険の度合い
（被害状況や予想される状況等について、必要に応じて、取り入れること。）
- ケ 住民のとるべき行動や注意事項
- コ 担当者・連絡先（※ 関係機関等へ伝達する場合）

3. 避難勧告等の伝達文例

災害時（特に大雨等）に大量の情報を正確に伝達することは難しいことから、伝達文は簡潔にする必要がある。また、避難勧告等の行動を取ってもらうために緊迫感のある表現にする。

避難所の開設が間に合わない場合は、開設に向かっていることを伝達し、「立ち退き避難」を呼びかける。（避難所開設が立ち退き避難の妨げにならないように注意する。）また、避難所の開設が出来ない場合は、避難所は開設していないことを伝達し、「それぞれの場所において、各自で出来る限りの安全確保をしてください」という内容を伝達する。

(1) 土砂災害

ア 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- ・ 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令
- ・ こちらはぼうさい伊方町役場です。
- ・ ○時○分に○○地域の○○、○○、○○に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・ ○○地域の○○、○○、○○にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思える場合は、迷わず避難行動を開始してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。
- ・ ○○集会所、○○公民館を開設しています。

イ 避難勧告の伝達文の例

- ・ 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令
- ・ こちらはぼうさい伊方町役場です。
- ・ ○時○分に○○地域の○○、○○、○○に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- ・ ○○地域の○○、○○、○○にお住まいの方は、直ちに避難行動を開始してください。
- ・ 急傾面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物へ避難してください。
- ・ ○○集会所、○○公民館を開設しています。
- ・ 町道○○線は○○付近でがけ崩れのため通行できませんのでご注意ください。

ウ 避難指示（緊急）の伝達文の例

- ・ 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。
- ・ こちらはぼうさい伊方町役場です。
- ・ ○時○分に○○地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。更なる土砂災害の危険が極めて高まっているため、○時○分に○○地区に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- ・ ○○地区の方は、避難行動を開始してください。外が危険な場合は、屋内の頑強な建物の二階などへ避難してください。
- ・ ○○集会所、○○公民館を開設しています。

(2) 津波災害

全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じた緊急地震速報を受信した場合、本町防災行政無線では、システムの自動起動により、屋外拡声子局及び個別受信機から受信情報を下記の例により放送する。

ア 大津波警報（通報メッセージ）

- ・ 3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止
- ・ 「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
- ・ 3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止
- ・ 「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
- ・ 3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止
- ・ 「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
- ・ 「こちらは、ぼうさい伊方町役場です。」

イ 津波警報（通報メッセージ）

- ・ 5 秒吹鳴、6 秒休止、5 秒吹鳴、6 秒休止
- ・ 「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
- ・ 5 秒吹鳴、6 秒休止、5 秒吹鳴、6 秒休止
- ・ 「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
- ・ 5 秒吹鳴、6 秒休止、5 秒吹鳴、6 秒休止
- ・ 「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
- ・ 「こちらは、ぼうさい伊方町役場です。」

ウ 強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合（気象情報等入手できない場合）

- ・ 緊急放送、緊急放送、
- ・ こちらはぼうさい伊方町役場です。
- ・ 強い揺れの地震が発生しました。
- ・ 津波が発生するおそれがあるため、海岸付近の方や海の中にいる方は、高い場所に避難をしてください。

エ 避難指示（緊急）

- ・ 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令
 - ・ こちらはぼうさい伊方町役場です。
 - ・ 津波注意報（警報）（大津波警報）が発表されたため、〇〇時〇〇分に、伊方地域、瀬戸地域、三崎地域の宇和海側沿岸部（瀬戸内海沿岸部）に避難指示（緊急）を発令しました。
 - ・ 海岸付近の方や海の中にいる方は、直ちに高い場所に避難をしてください。
 - ・ 直ちに海岸から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ、逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

【 巻 末 資 料 】

1. 参考とする情報一覧

(1) 土砂災害関連

ア 土砂災害警戒情報、雨量情報

「愛媛県河川・砂防情報システム」

愛媛県 河川・砂防情報システム

画面選択

- ▶ 気象情報
- ▶ 河川警戒情報
- ▶ **土砂災害警戒情報**
- ▶ 河川水位
- ▶ ダム諸量
- ▶ 雨量
- ▶ レーダ雨量
- ▶ 超過一覧
- ▶ その他情報
- 使用上の注意事項
- 用語の説明

- 河川カメラ情報 **NEW**
- えびめ河川(かわ)メール
- 愛媛県土木部
- 愛媛県庁 ホームページ
- 川の防災情報(国土交通省)

本日の訪問者数: 000000083 人
累計の訪問者数: 000017151 人

発令情報

下記の発令情報を選択すると、該当する詳細画面へ遷移します。

● 大雨注意報・警報	▶ 発令なし
● 河川警戒情報	▶ 発令なし
● 土砂災害警戒情報	▶ 発令なし
● 洪水予報(肱川、重信川)	▶ 発令なし
● ダム放流情報	▶ 発令なし

おしらせ

■ 庁舎移転のため、平成27年6月20日(土)から6月21日(日)までの間、宇和の雨量が表示できませんので、お知らせします。

■ 庁舎停電のため、平成27年6月21日(日)の8:00から13:00までの間、東予東部、東予西部の雨量、水位、ダム諸量について表示できませんので、お知らせします。

■ 機器不調のため、当面の間、「雨量観測所概況図」、「水位観測所概況図」に雨量及び水位データが反映されませんのでお知らせします。

おことわり

・この情報は、無人観測所から送られてくるデータを観測値直ちに反映させる目的で作られています。そのため、観測機器の故障や通信異常等により、異常値がそのまま表示されることがあります。ご利用の際にはご注意ください。

・本システムで表示されるページは、Microsoft Internet Explorer (バージョン) 10.0 及び、11.0 で動作確認を行っています。

・なお、ブラウザの操作等につきましてはブラウザのヘルプ等をご利用ください。

・本システムで使用する地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)、数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)及び数値地図(国土基本情報)基盤地図情報(数値標高モデル)を使用したものです。(承認番号 平26情使、第454号)

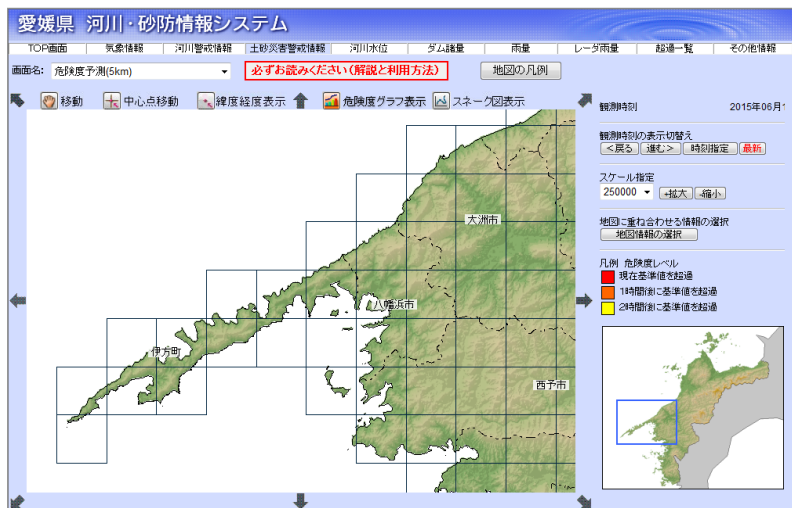
土砂災害に関する情報はこちらまでご連絡ください。

愛媛県土木部河川港湾局砂防課

メールアドレス: sabo@pref.shime.jp

電話番号: 089-912-2700 FAX番号: 089-941-5887

「危険度予測 (5 km)」



イ 愛媛県土砂災害 「土砂災害危険箇所マップ」



愛媛県 Ehime Prefecture

文字サイズ 標準 縮小 拡大 色の設定
図 分類から探す 組織から探す
サイト内検索 Google カスタム

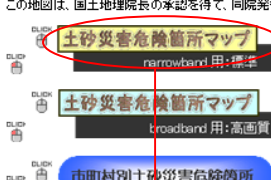
ホーム > 社会福祉 > 河川・砂防・水資源 > 災害対策 > 土砂災害危険箇所マップ

土砂災害危険箇所マップ

土砂災害危険箇所は愛媛県内に15,190箇所もあります！！

一瞬にして人命や大切な財産を奪う土砂災害。
土石流、地すべり、かけ崩れなど、土砂災害のほとんどは、長雨や大雨が引き金となって起こります。
また、東南海・南海地震など大規模地震でも、土砂災害が発生する恐れがあります。
まさに備え、わたしたちの家のまわりの危険箇所を確認し、災害に備えて避難場所・避難経路について、普段から話し合っておくことが大切です。
愛媛県では、概ね5年ごとに県内全域について危険箇所を調査し、その結果を土砂災害危険箇所マップとして広く公開しています。
平成18年3月に公表となった新しい調査結果では、愛媛県内で15,190箇所もの危険箇所の存在が明らかとなりました。
意外と身近に危険箇所は潜んでいます。今一度ご確認ください。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平15総振、第616号)

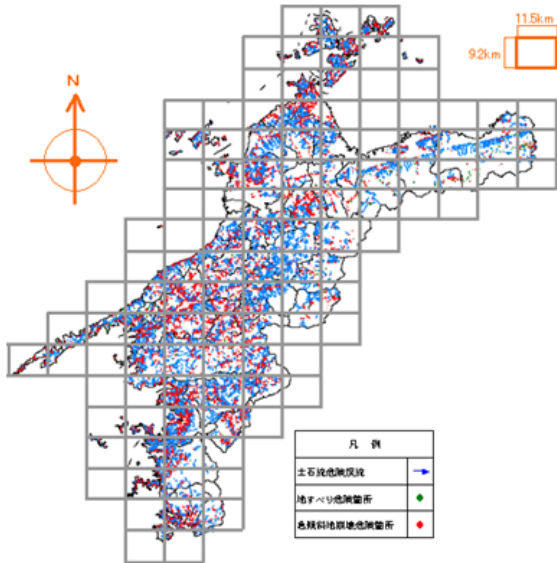


土砂災害危険箇所マップ
narrowband 用・標準
土砂災害危険箇所マップ
broadband 用・高画質
市町村別土砂災害危険箇所

- 土砂災害危険箇所の種類
- 土砂災害危険箇所マップの活用について
- いざという時の心構え
- 危険！こんな前ぶれに注意
- 注意事項
- 問い合わせ先
- 各市町の防災マップ
- 土砂災害(特別)警戒区域の指定について

「地域別土砂災害危険箇所マップ」

見たい箇所をクリックすると拡大表示されます。



凡 例	
土石流危険箇所	→
地すべり危険箇所	●
危険な斜面危険箇所	●

ウ 愛媛県土砂災害 「土砂災害警戒区域、特別警戒区域マップ」



愛媛県

Ehime Prefecture

文字サイズ

標準

縮小

拡大

色の

図

分類から探す

Q

組織から探す

サイト内検索

Google

カスタム

ホーム

くらし・防災・環境

健康・医療・福祉

教育・文化・スポーツ

仕事・産業・観光

ホーム > 社会基盤 > 河川・砂防・水資源 > 災害対策 > 土砂災害危険箇所マップ

土砂災害危険箇所マップ

土砂災害危険箇所は愛媛県内に15,190箇所もあります！！

一瞬にして人命や大切な財産を奪う土砂災害。

土石流、地すべり、がけ崩れなど、土砂災害のほとんどは、長雨や大雨が引き金となって起こります。

また、東南海・南海地震など大規模地震でも、土砂災害が発生する恐れがあります。

まさかにもえ、わたしたちの家のまわりの危険箇所を確認し、災害に備えて避難場所・避難経路について、普段から話し合っておくことが大切です。

愛媛県では、概ね5年ごとに県内全域について危険箇所を調査し、その結果を土砂災害危険箇所マップとして広く公開しています。

平成15年3月に公表となった新しい調査結果では、愛媛県内で15,190箇所もの危険箇所の存在が明らかとなりました。

意外と身近に危険箇所は潜んでいます。今一度ご確認ください。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平14総復、第616号)

土砂災害危険箇所マップ

narrowband 用:標準

土砂災害危険箇所マップ

broadband 用:高画質

市町村別土砂災害危険箇所

- 土砂災害危険箇所の種類
- 土砂災害危険箇所マップの活用について
- いざという時の心構え
- 危険！こんな前ぶれに注意
- 注意事項
- 問い合わせ先
- 各市町の防災マップ
- 土砂災害(特別)警戒区域の指定について

「指定箇所一覧表」

指定箇所一覧表

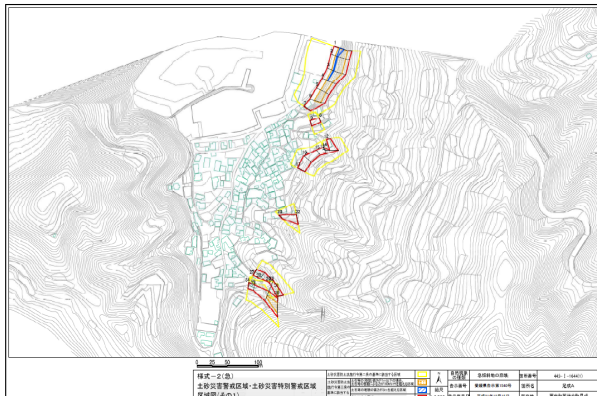
(区域名をクリックすると公示図画が表示されます)

(1)急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名・番号	警戒区域		特別警戒区域		
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
1	伊方町 足成	足成A(PDF:684KB)	443-1-1644(1)	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号
2	伊方町 足成	足成B(PDF:573KB)	443-1-1645(1)	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号
3	伊方町 三机	上倉(PDF:472KB)	443-1-1652(1)	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号
4	伊方町 釜木	釜木B(PDF:560KB)	444-1-1679(1)	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号
5	伊方町 明神	明神D(PDF:304KB)	444-1-1696(1)	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号	平成21年12月15日	愛媛県告示第1540号
6	伊方町 大江	ヒラマツ(PDF:233KB)	443-1-1654(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第248号	平成22年3月5日	愛媛県告示第248号
7	伊方町 大江	ヒラマツD(PDF:226KB)	443-1-1656(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第248号	平成22年3月5日	愛媛県告示第248号
8	伊方町 志津	志津(PDF:210KB)	443-1-1657(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第248号	平成22年3月5日	愛媛県告示第248号

「指定箇所マップ」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図画(その2)



エ 気象庁(土砂災害警戒判定メッシュ情報)

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

キーワードを入力し検索ボタンを押下ください。 POWERED BY YAHOO! JAPAN

本文へ 情報ご利用ガイド ENGLISH ご意見・ご感想 サイトマップ

ホーム 防災情報 各種データ・資料 知識・解説 気象庁について 案内・申請

ホーム > 防災情報

防災情報

気象	地震・津波	火山	海洋
- 気象警報・注意報 - 気象情報 - 台風情報 - 指定河川洪水予報 - 土砂災害警戒情報 - 土砂災害警戒判定メッシュ情報 - 竜巻注意情報 - レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻) - 高解像度降水ナウキャスト - 解析雨量・降水短時間予報	- 津波警報・注意報・津波情報・津波予報 - 地震情報 - 推計震度分布図 - 長周期地震動に関する観測情報 - 東海地震関連情報	- 噴火警報・予報 表 / 図 - 火山の状況に関する解説情報 - 降灰予報 - 火山現象に関する海上警報 - 火山ガス予報	- 海上警報 - 海上予報 / 地方海上分布予報 - 沿岸波浪 実況図 / 予想図 - 潮位観測情報 - 波浪観測情報
天気予報など	気象に関する観測情報	生活に役立つ情報	
- 天気予報 / 分布予報 / 時系列予報 - 天気図 実況 / 24時間先 / 48時間先 - 週間天気予報 - 異常天候早期警戒情報 - 季節予報	- 気象衛星 - アメダス 地図形式 / 表形式 - 空港の気象 - ウィンドプロファイラ(上空の風)	- 黄砂情報 実況図 / 予測図 - 紫外線情報	

「土砂災害警戒判定メッシュ情報」・「レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)」

気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料

土砂災害警戒判定メッシュ情報: 実況図

その他の情報

地方: 四国地方

表示時間: 06/15 13:30

動画方法: 6時間前から最新まで 動画表示: 動画開始 動画停止

平成27年06月15日13時50分

■: 実況で土砂災害警戒情報の基準に到達
 ■: 予報で土砂災害警戒情報の基準に到達
 ■: 実況または予報で大雨警戒の土壌雨量指数基準に到達
 ■: 実況または予報で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達
 □: 実況または予報で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満

レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻): 四国地方

その他の情報

地方: 四国地方

表示時間: 06/15 14:15

動画方法: 1時間前から1時間後まで 動画表示: 動画開始 動画停止

降水 雷 竜巻発生確度

平成27年06月15日14時15分 (14:15 JST, 15 June 2015)

mm/h

80
50
30
20
10
5
1

(2) 津波災害関連

ア 気象庁（津波情報）

 **気象庁**
Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料

[ホーム](#) > [防災情報](#) > [大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、津波予報](#)

津波情報

[最新の大津波警報・津波警報・津波注意報](#) [最新の津波情報](#) [津波予報](#) [印刷](#)

津波情報 [再読み込み](#)

[大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報発表履歴](#) [説明へ](#)



All rights reserved. Copyright © Japan Meteorological Agency

- [大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、津波予報の解説](#)
- [津波予報区の解説](#)
- [地震・津波の資料のページ](#)

(3) 伊方町の警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

平成26年10月9日現在
発表官署 松山地方気象台

伊方町	府県予報区	愛媛県		
	一次細分区域	南予		
	市町村等をまとめた地域	南予北部		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水		雨量基準	1時間雨量70mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	1時間雨量60mm かつ 3時間雨量100mm
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s ^{*1}
			伊予灘	25m/s
			宇和海	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s ^{*1} 雪を伴う
			伊予灘	25m/s 雪を伴う
			宇和海	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高	伊予灘	4.0m
			宇和海	4.0m
	高潮	潮位	伊予灘側	2.6m
			宇和海側	1.7m
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量40mm
			土壌雨量指数基準	98
	洪水		雨量基準	1時間雨量40mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	陸上	12m/s ^{*2}
			伊予灘	15m/s
			宇和海	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s ^{*2} 雪を伴う
			伊予灘	15m/s 雪を伴う
			宇和海	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	伊予灘	2.0m
			宇和海	2.0m
	高潮	潮位	伊予灘側	2.2m
			宇和海側	1.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			伊予灘	500m
			宇和海	500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨 ^{*3}		
	低温	平野部 最低気温-4℃以下 山沿い 最低気温-8℃以下		
	霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-1℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

^{*1} 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東～南西)は25m/sを目安とする。

^{*2} 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東～南西)は15m/sを目安とする。

^{*3} 気温は松山地方気象台の値。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの沿革

- 1 平成28年 5月 1日 策定
- 2 平成29年 3月15日 改定